


令和7年度事業報告書

第1 知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動事業（暴力団対策法第32条の3第2項第1号）

1 機関紙等による広報活動

- (1) 当センター機関紙「暴追スクラム」（年2回発行）、「暴追ダー！だより」（隔月発行）を作成し、職域団体、賛助会員等へ送付したほか、全国センター発行の「暴力団情勢と対策」、「企業・行政対象暴力の現状と対策」等の資料を講習会等で配布し、暴排意識の高揚と被害防止対策等の浸透を図った。
- (2) 4月6日（日）、大相撲富山場所・春巡業（富山市総合体育館）において、当センター、警察、日本相撲協会の共同による暴排啓発広報を行い、有名力士と共に広報用おしぼり等を来場者に配布するなどし、暴力団排除の呼びかけを行った。
- (3) 10月1日（水）から1年間、富山地方鉄道路線バス後部に「闇バイトは犯罪です」「暴力団追放 三ない運動+1」が広告されたラッピングによる広報活動を行っている。
- (4) 令和8年3月29日（日）付け北日本新聞朝刊において、同年4月4日の大相撲氷見場所開催に伴う広告欄に、「暴力団追放 三ない運動+1」を掲載し、県民に広く啓発を行った。

【主な広報資料】

ア センター機関紙	
・ 暴追スクラム第81、82号	1,750部
・ 暴追センターだより（賛助会員に送付）	
イ 冊子	
・ 暴力団情勢と対策	2,000部
ウ 暴力団追放リーフレット、ポスター	3,300部
（リーフレット2,000部、ポスター〔闇を斬る〕1,300部）	
エ 暴力団追放ステッカー	1,000部
オ 暴力団追放カレンダー	100部

2 視聴覚教材の積極的な活用

暴力団の手口や対応要領などをドラマ化した視聴覚教材の整備に努め、各種講習会での視聴や希望企業への無料貸出し等、積極的な活用を図った。

3 暴力追放富山県民大会の開催

11月10日（月）、富山県民会館ホールにおいて、富山県の後援を得て、県警察との共催により、「第34回暴力追放富山県民大会」を開催し、賛助会員や地域及び職域暴力団排除組織関係者のほか、龍谷富山高等学校の生徒170人など、約600人が参加した。

第1部 暴力追放功労団体及び功労者表彰、暴力追放大会宣言の採択

第2部 ① 元福岡県警少年育成指導官、現在スクールカウンセラーの
安永智美氏による記念講演

演題：「犯罪・暴力団を生まない“入口暴排”は子どもの健全
育成と非行防止～救えたはずの子ども達から託された願い～」

② 県警音楽隊による演奏

4 広報媒体を活用した広報の強化

当センターの活動内容をホームページに掲載するとともに、「あいの風とやま鉄道」、「地鉄バス」の携帯用時刻表への広告掲出や、富山県民大会の開催に伴う富山エフエム放送のスポット広報を行うなど、各種広報媒体を積極的に活用し、県民に暴力追放活動や暴力相談に関する呼びかけを行った。

【主な広報媒体】

ア ホームページによるネット広報

イ 携帯用列車時刻表への広告掲出（あいの風とやま鉄道 10 万部）

ウ ラジオのスポット広報（富山エフエム放送 朝夕 10 回放送）

5 暴力追放ポスター、標語の募集

令和7年度全国暴力追放運動公募ポスター富山県コンクールにおいて、富山県防犯協会と連携し、県内の小・中・高校に対して、暴力団追放をテーマとしたポスター・標語を募集し、優秀作品に選ばれた生徒を表彰するなど、暴排意識の高揚を図った。

第2 暴排活動への支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第2号）

1 各種暴排団体との連携の強化と支援

(1) 暴力団排除組織連絡会総会の開催

8月27日（水）、ANAクラウンプラザホテル富山において、「令和7年度富山県暴力団排除組織連絡会総会」を開催した。

同連絡会は、平成11年に、地域や職域における暴力団排除活動を推進する目的で、地域5団体（朝日町、入善町、魚津市、富山市、南砺市）、及び職域15団体（建設業、宅地建物取引業、自動車販売業、警備業等）から結成されており、総会では活動報告や情報交換のほか研修会を行い、活動の活性化を図った。

(2) 地域暴排団体との連携

10月27日（月）、魚津市防犯協会暴力追放運動推進部会では、新川文化ホールにおいて、「第33回地域安全・暴力追放魚津市民大会」を開催し、当センターと連携して、ポスターや標語の優秀作品を表彰したほか、暴力追放に関する大会宣言を行うなど、地域における暴排意識の高揚を図った。

(3) 職域暴排団体との連携

富山県暴力団排除組織連絡会の会員である、富山県企業防衛対策協議会や富山県公共料金等暴力対策協議会など、15の職域暴排団体と情報を

共有するなど連携を図り、職域における暴力団排除活動を推進した。

(4) 暴力団排除組織への支援

魚津市防犯協会暴力追放運動推進部会に対して、魚津市民大会開催等の地域暴力団排除活動への支援として、支援金3万円を助成した。

2 各種団体・企業に対する支援

各種団体・企業が行う暴排研修会等に講師を派遣し、冊子、リーフレット等、暴排に関する資料の提供や、視聴覚教材の貸出を行うなど、暴力団排除気運の醸成と連携強化を図った。

3 暴力追放推進委員の活動強化

4月4日（金）、富山県警察本部において、地域における暴排活動推進リーダーとして、県内の警察署長推薦による暴力追放推進委員25人に対して委嘱状交付後、研修会を開催して活動支援及び活性化を図った。

第3 県民からの相談受理事業（暴力団対策法第32条の3第2項第3号）

1 常設相談窓口の開設

センターの常勤職員である暴力追放相談委員3人のほか、暴力追放相談委員として委嘱している弁護士等22人（弁護士15人、保護司1人、警察OB6人）の相談受理体制を整え、センター内の常設相談窓口や富山市役所での出張相談窓口を開設した。

2 不当要求防止責任者講習会場での相談窓口

魚津・富山・高岡・砺波の4会場で開催する不当要求責任者講習において、受講者からの相談対応に当たった。

3 事業所訪問相談等の実施

センターの暴力追放相談委員が新規賛助会員の事業所を訪問し、暴力団等に関する情報の提供、収集及び相談活動を積極的に行った。

4 富山県民暴研究会活動の推進

令和8年1月21日（水）、富山県防災危機管理センターにおいて、警察、弁護士会、暴追センターによる「富山県民暴研究会」を開催し、「暴力団、匿名・流動型犯罪グループ等の反社会的勢力への対策」、「民暴委員会の活動」、「当面の諸課題」について意見交換を行うとともに、更なる三者連携の強化を図った。

5 暴力追放相談委員の活動の強化

富山県弁護士会及び富山県保護司会連合会と連携し、専門的見地から相談委員に委嘱している弁護士、保護司と情報を共有するなど活動の活性化を図った。

第4 少年に対する暴力団の影響を排除するための事業（暴力団対策法第32条の3第2項第4号）

少年に対する暴力団の影響を排除するため、富山県防犯協会と連携し、令和7年度全国暴力追放運動公募ポスター富山県コンクールにおいて、県

内の小・中・高校に対するポスター・標語に係る募集、表彰を行ったほか、第34回暴力追放富山県民大会において、元福岡県警少年育成指導官の安永智美氏を招き、少年育成と暴排の視点から記念講演を行い、龍谷富山高等学校の生徒170人が聴講した。

第5 暴力団離脱者援助活動事業（暴力団対策法第32条の3第2項第5号）

1 暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会

7月24日（木）、富山電気ビルディングにおいて、「令和7年度富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会」を開催し、関係機関・団体（富山県保護司会連合会、富山公共職業安定所、富山保護観察所、富山刑務所等15団体）が相互に情報交換を行うなど、社会復帰促進・更生支援活動における連携の強化を図った。

2 暴力団離脱者受入企業との連携

暴力団離脱者の社会復帰に対する理解を深めるため、あらゆる機会を通じて啓発活動を行うとともに、社会復帰アドバイザー等が離脱者受入企業への訪問活動を行い、連携の強化を図った。

3 雇用給付金の支給

暴力団離脱者を雇用した企業に対する交付金の支給に関しては、本年度は該当する事案はなかった。

第6 暴力団事務所使用差止請求関係業務（暴力団対策法第32条の3第2項第6号）

当センターは、国家公安委員会から適格団体の認定（平成25年7月25日付）を受けており、住民等からの「暴力団事務所使用差止請求」業務の委託を受け、一切の裁判上の行為を行う権限があるとともに必要な体制を整えている。

本年度は、使用差止請求の委託はなかったが、本業務に関する周知を図るため、各種講習会や広報資料による広報活動を推進した。

第7 不当要求防止責任者講習委託事業（暴力団対策法第32条の3第2項第7号）

1 企業対象暴力責任者講習

暴力団対策法に基づき、県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習の業務委託を受け、令和7年度では、県内4地区（魚津・富山・高岡・砺波）の会場で年間24回実施し、県内企業管理者等773人が受講した。（前年度対比－104人）

2 行政対象暴力講習

行政対象暴力講習については、県内5自治体（黒部市、滑川市、高岡市、南砺市、立山町）において実施し、143人が受講した。

第8 不当要求情報管理機関の業務に対する支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第8号、第11号）

暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供等、警察本部と連携を取りながら不当要求情報管理機関への支援活動を推進した。

第9 暴力団被害者に対する支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第9号）

1 訴訟費用等の貸付

暴力団員による不当な行為の被害者に対する民事訴訟費用の無利子貸し付け等に関しては、本年度は該当する事案はなかった。

2 見舞金の支給

暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給に関しては、本年度は該当する事案はなかった。

第10 その他

1 暴力団追放功労者等の表彰

(1) 全国表彰

11月21日（木）、「全国暴力追放運動中央大会」において、個人の部で弁護士の「足立政孝氏（暴力追放相談委員）」が暴力追放栄誉銀章を受賞した。

(2) 管区表彰

6月20日（金）、「中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会」において、団体の部で「富山県公共料金等暴力対策協議会」、個人の部で「野口恭一氏（暴力追放推進委員）」がそれぞれ受賞した。

(3) 県表彰

11月10日（月）、「令和7年度第34回暴力追放富山県民大会」において、暴力追放活動に功労があった2団体及び個人3名に対して表彰状を授与したほか、センター事業への積極的な支援等があった5団体及び個人7名に対して感謝状をそれぞれ贈呈した。

2 賛助会員の拡充活動

当センターの事業の安定かつ効果的な推進を図るため、講習会等の機会を通じて、賛助会員の加入促進を図り、令和7年度の新規加入は4企業であった。（令和8年3月末現在 460法人）